

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺 井 克 之 会 長	ただ今より第 224 回総会を開催いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の戒能委員と北条地区の野村委員のお二人をお願いいたします。 また、地元説明のため、堀江地区の井上推進委員に御出席を願っております。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 11 号の 11 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。 それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。 令和 4 年 6 月 26 日～令和 4 年 7 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 8 件、5 条届出が 15 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第 3 号を御報告いたします。 1 番、本件は、強化促進法により、令和 2 年 5 月 1 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条許可申請により、転用するものでございます。 離作補償は無いとしております。 2 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。 離作補償は無いとしております。 3 番、本件は、農地法により、平成 30 年 1 月 10 日に設定された賃借権ござ

寺 井 克 之 会 長	います。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。 以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準１号～７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは、御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約８５アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、農地約０．５アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可後３０アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ３番、譲受人は、農地約２９４アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ４番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

	なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 5 番、譲受人は、農地約 235 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、7 番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 32 アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地開放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 8 番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 9 番、10 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 8 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地 9 番を借り受け、10 番を取得し農業に精進するものでございます。 なお、本案件は、許可後 30 アール越えとなる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 許可後の経営面積が 30 アール以上となる案件が 2 番、及び 9 番と 10 番の併用案件、新規農業の案件が 4 番、8 番であります。 それでは、2 番の案件は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平 岡 量 二 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は農地約 0.5 アールを耕作する農業者であります。

寺 井 克 之 会 長	この度、久谷地区において農地を取得し、農業経営の規模拡大を図るために申請に及んだものでございます。 申請人は農作業の経験も豊富であり、耕作する意欲も充分感じられましたので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
井上徹郎推進委員	ありがとうございます。 次に、4番の案件は、所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いします。
寺 井 克 之 会 長	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、堀江地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
山 口 晃 嗣 委 員	ありがとうございます。 続きまして、8番の案件、及び9番と10番の併用案件は、所在地が東中島地区でありますので、山口委員から続けて説明をお願いします。
	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました8番の案件について、申請人は以前から農業に関心があり、新規就農を考えていたところ、この度、営農条件に優れた申請地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、今後の営農についても、地域農業者の指導を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。

	それでは続きまして 9 番、10 番の併用案件について、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は以前から父親のもとで農業経営に携わっておりましたが、この度、親戚の農地の贈与に合わせて本格的に父親から農業経営を引き継ぐために一部の農地について使用貸借するものです。 本人はすでに十分な栽培技術も取得しており真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございました。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 5 号、「農地法第 4 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船 草 康 司 副 主 幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件申請人は、議案書記載の内容にて自己用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は松山市役所和気支所よりおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。

寺 井 克 之 会 長	本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件受人は、農地約 34 アールを耕作する農家でございます。 この度、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 2 番、本件受人は、電気工事業及び再生可能エネルギー発電装置の設置・販売等を主な業務とする法人であります。 近年、再生可能エネルギーの需要が高く売り上げが伸びてきている中で、既存の資材置場が無く、工事のたびに機材を受注しておりましたが、作業効率が悪く何かと業務に支障をきたしていることから今般、本申請地を取得し、梱包済みの風力発電用の各種機材を置く、露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は伊予鉄梅本駅よりおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3 番、本件は、事業計画の見直しのため申請取下げでございます。 4 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、

都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

また、優良農地の転用であり、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

5 番、本件受人は、塗装業及びリフォーム業を営む個人事業主であります。

現在、譲受人を含め 5 名で業務を行っておりますが、既存の駐車場が手狭で何かと業務に支障をきたしており、また、事業量の増改に伴い新たな雇用も考えていることから、今般、事務所に近い本申請地を取得し社用車及び従業員の通勤車両を置く露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は松山インターチェンジよりおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。

近年、事業量の増加に伴い既存の資材置場が手狭になってきており、このままでは業務に支障をきたすことから、この度、既存の露天資材置場に隣接する本申請地を取得し、従業員の通勤車両及び真砂土・砂利等の露天駐車場、露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございます。

譲受人が協賛している一般社団法人愛媛スポーツクラブが社会人と男子中学生のソフトボールチームの運営を行っておりますが、コロナの影響から練習場の確保が思うようにできず、また運営資金の関係からグラウンド用地の購入もできず、選手及び関係者が大変苦慮していることから、この度、本申請地を取得し、貸グラウンドとして利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

また、優良農地の転用であり、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

9 番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人であります。

この度、松山市公募の地域密着型介護老人福祉施設の施設整備に内定されたことから、本申請地を取得し、小規模特別養護老人ホーム及び短期入所生活事業所を整備したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適する農地であることから甲種農地と判断されます。

甲種農地ではございますが、例外許可事由の土地収用法に該当する事業であり、土地収用法の事業認定の告示をされたものに該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10 番、本件受人は、土木工事を主な業務とする法人でございます。

近年は、松山市北部地区の外構工事の受注が増えてきておりますが、既存の資材置場が無く、工事のたびに真砂土や砂等を仕入れて工事をしており、作業効率が悪く業務に支障をきたしていることから、今般、本申請地を取得し、真砂土・砂・砂利・砕石を置く露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本件申請地の内、約 500 平米は農地法の許可を得ず、平成 30 年 5 月頃から平成 31 年 12 月頃まで、近隣の太山寺保育園が保護者用の露天駐車場として利

	用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 11番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、松山市役所堀江支所からおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。 12番、本件受人は、土木建設業を主な業務とする法人でございます。 令和4年3月に申請地を含む2筆を露天資材置場でしようするために農地法第5条許可を得ましたが、申請地以外の農地が文化財保護法により造成規制がされており、造成及び十分な利用ができないことから、令和4年6月に許可取り消しを受けました。 もともと、既存の資材置場が無く、何かと業務に支障をきたしていることから、今般、隣接する宅地2筆を賃借するのと併せて本申請地を取得し、一体で再生砕石・土砂等を置く露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 2番の案件は、1,000平米を超える案件で、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。
宮内祥二郎委員	それでは、御説明いたします。

	先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、電気工事業及び再生可能エネルギー発電装置の設置・販売等を行っている法人でございます。 再生可能エネルギーの需要が増える中で、同会社は、太陽光発電施設だけではなく風力発電施設の普及に力を入れており、近年、風力発電施設の需要が増えてきております。 風力発電施設の需要が増え、設置工事も多くなってきておりますが、既存の資材置場がなく、工事のたびに機材を受注しており、作業効率が非常に悪く何かと業務に支障をきたしているため、今般、本申請地を取得し、すでに梱包されている風力発電用の各種機材を置く露天資材置場として使用したく、本申請に至ったものであります。 申請地の周囲にはフェンス等を設置し、隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会でのご審議をよろしくお願いします。
寺 井 克 之 会 長	次に、7番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が余土地区でありますので、池田委員から説明をお願いします。
池 田 功 委 員	先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に不動産業、広告制作、IT 関連事業を行っている会社です。 この度、申請地を取得し、貸グラウンドとして利用するため申請に及んだものです。 被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。本会での御審議をよろしくお願いします。
寺 井 克 之 会 長	次に、9番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が久枝地区でありますので、渡部孝志委員から説明をお願いします。

渡 部 孝 志 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、みどり会は、久枝地区にて社会福祉施設の運営を行うため新設された社会福祉法人です。 この度、松山市の「地域密着型介護老人福祉施設の整備計画」に基づき事業者として内定したことから、申請地に小規模特別養護老人ホーム等を開設し、高齢者が豊かに生きがいを持って安心した生活が送れるよう、本申請に至ったものであります。 隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本会での御審議をよろしく願います。
寺 井 克 之 会 長	次に、10 番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が和気地区でありますので、渡部泰明委員から説明をお願いします。
渡 部 泰 明 委 員	先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、土木工事を営む法人であります。 これまでは真砂土・砂などの資材は必要に応じ購入し工事を行ってきましたが、工事の受注が増加したことに伴い、安定かつ大量に購入し保管しなければ今後の工事に支障をきたすこととなります。 そこで早急に資材置場を確保したいと考えていたところ、本申請地を譲渡してもよいとの話があったことから、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本会での御審議をよろしく願います。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 議案第 6 号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

寺 井 克 之 会 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、４番、６番、９番は、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます 次に、議案第７号、「令和４年度第４号農用地利用集積計画」について議題とします。 それでは、事務局から説明をいたします。
大 野 仁 美 主 査	それでは、御説明いたします。 本日の案件７件の内、使用貸借権の設定は８筆、賃借権の設定は３筆で、設定総面積は１万２,２９３平米です。 その内訳は、新規が８筆、更新が３筆となっています。 番号１の譲受人は、約３１９アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号２の譲受人は、約８１０アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号４の譲受人は、３２アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号６の譲受人は、約９１アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和４年８月１７日となっております。 以上でございます。

寺 井 克 之 会 長	議案第 7 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 8 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（新規）」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
大 野 仁 美 主 査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	議案第 8 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況に確認について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
大 野 仁 美 主 査	それでは御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと、相続税は免除されます。 今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は８件で、これらの農地につきましては、全て適正に耕作していることを確認しております。 なお、最終的に納税猶予税額の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	議案第９号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

伊賀上大輔副主幹	次に、議案第 10 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をいたします。 それでは、御報告いたします。 令和 4 年 6 月 26 日から令和 4 年 7 月 25 日までに専決処理した案件は 26 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	議案第 10 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
大 野 仁 美 主 査	それでは、御説明いたします。 本日御審議いただく案件は、2 件ございます。 番号 1、2 はどちらも堀江地区となっております。 事務局から状況を御説明させていただいた後、地元委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審

寺井克之会長	議をお願いします。 対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 番号1は、令和4年6月22日に土地所有者の法定相続人から農業委員会事務局に、非農地判断の依頼があったものです。 現地調査は、7月12日に所在地である堀江地区の井上推進委員、渡部孝志委員と、宮内光樹推進委員に事務局職員も同行し実施しました。 2～4ページは、対象地を記載した地図の写しです。 5、6ページは、公図の写しです。 7～12ページは、登記簿の写しです。 13～15ページは、対象地を撮影した写真です。 次に番号2は、令和4年6月22日に土地所有者から農業委員会事務局に、非農地判断の依頼があったものです。 現地調査には、7月12日に所在地である堀江地区の井上推進委員、渡部孝志委員と宮内光樹推進委員に事務局職員も同行し実施しました。 17、18ページは、対象地を記載した地図の写しです。 19ページは、公図の写しです。 20ページは、登記簿の写しです。 21ページは、対象地を撮影した写真です。 説明は以上でございます。 事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。 所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いします。
---------------	---

井上徹郎推進委員	それでは、御説明いたします。 令和４年７月１２日に、私と渡部孝志委員、宮内推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。 １番、申請地は堀江地区で、申し出のあった土地は、権現町乙 60 番 1 ほか 5 筆です。 現地は、何年も耕作されておらず、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。 続きまして 2 番、申請地は堀江地区で、申し出のあった土地は、福角町乙 773 番 2 です。 現地は、何年も耕作されておらず、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。 御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	地元委員からの説明が終わりました。 井上推進委員からの説明のとおり、番号 1 の権現町乙 60 番 1 外 5 筆及び番号 2 の福角町乙 773 番 2 については、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等があればお願いします。

大 野 仁 美 主 査	事務局より 5 点連絡事項がございます。 まず、1 点目、お手元にお配りしております緑色のリーフレットを御覧ください。「全国農業新聞」の購読についてです。地域の農業者の皆様にご購読の御案内をお願いいたします。もう一つ、お手元に「農業委員会業務必携」という冊子をお配りしております。業務及び関係する制度等について、分かりやすく内容が記載されておりますので御一読いただき、皆様の日々の活動に御活用いただければと思います。 次に、2 点目、返信用封筒が付いている書類についてです。愛媛県農業会議が主催する「令和 4 年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会」の案内で、研修は、9 月 6 日 火曜日 13 時から開催予定です。なお、今回の研修は、ウェブとの併用ですが、コロナの状況もありますので、中止等の変更がありましたら、またお知らせいたします。委員の皆様には、添付しております出席報告書を 8 月 19 日までに御返送いただきますようお願いいたします。 次に、3 点目、農業委員視察研修の日程が決まりましたのでお知らせいたします。11 月 7 日 月曜日から 8 日 火曜日までの 1 泊 2 日で実施します。研修先は、広島県へ出向き、大崎上島町農業委員会で「レモン島構想」の園地視察を行い、福山市の農研機構・西日本農業研究センターで「水田作でのスマート農業」について、事例等の研修を行う予定です。なお、委員の皆様への御案内や参加の確認については、9 月に入りましたら文書にてお知らせする予定です。 次に、4 点目、四国県都四市農業委員会会長協議会が 11 月 18 日 金曜日に松山市で開催されます。今年度は、松山市農業委員会が主催で開催されることから寺井会長ほか幹事に御出席いただき、高松市、高知市、徳島市の各会長を招き、農政業務や農業委員会が抱える問題などについて議題を持ち寄り、農業委員会活動の向上を目指し協議したいと思います。 次に、5 点目、来年は農業委員及び推進委員の改選の年となりますことから、女性農業者への啓発や、また、問合せ等がありましたら相談に乗っていただきますよう、委員の皆様には御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、最後に、次回の総会の日程についてですが、来月の第 225 回総会は、9 月 9 日 金曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。 よろしくお願いいたします。 以上でございます。
-------------	--

渡 部 純 三 局 長

以上をもちまして、本日の第 224 回総会を閉会します。
御起立願います。
礼。
お疲れ様でした。

午前 10 時 58 分閉会